

平成26年 第5回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成26年3月19日(水)
開会 午後6時05分 閉会 午後7時25分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第5会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説明者 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 木本勝幸、教育理事 竹本 茂、
教育総務課長 藤村信行、学校教育課長 山根直樹、
子ども未来課長補佐 服部智昭、社会教育課長 土出政信、
文化財保護課 吉田 誠、総括指導主事 後藤幸雄
- 6 書 記 教育総務課長補佐 坪倉武広
- 7 議 事
- (1) 議案第28号 京丹後市教育委員会事務局職員の人事異動について
 - (2) 議案第29号 京丹後市指導主事の任命等に関する規則の制定について
 - (3) 議案第30号 京丹後市指導主事等服務規程の一部改正について
 - (4) 議案第31号 京丹後市指導主事の解任について
 - (5) 議案第32号 京丹後市指導主事の任命について
 - (6) 議案第33号 京丹後市スポーツ推進計画(案)について
 - (7) 議案第34号 議決事項の取り消しについて(平成26年3月7日議決議案第21号)
 - (8) 議案第35号 京丹後市一時預かり事業実施要綱の一部改正について
 - (9) 議案第36号 京丹後市指定文化財等補助金交付要綱の一部改正について
 - (10) 議案第37号 京丹後市いじめ問題対策連絡会議設置要綱の制定について
 - (11) 議案第38号 京丹後市教育委員会車両整備管理規程の制定について
 - (12) 議案第39号 大人と子どもの登校日(仮称)の開催に係る後援について
 - (13) 議案第40号 アントキノキモチ～絵本展～の開催に係る後援について
- 8 その他 諸報告
- 9 会議録 別添のとおり(全23頁)

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成26年5月28日

委員長 小松 慶三

署名委員 森 益美

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三

〔被招集者〕 文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘

〔説 明 者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 木本勝幸、教育理事 竹本 茂、
教育総務課長 藤村信行、学校教育課長 山根直樹、
社会教育課長 土出政信、子ども未来課長補佐 服部智昭、
文化財保護課長 吉田誠、総括指導主事 後藤幸雄

〔書 記〕 教育総務課長補佐 坪倉武広

〈小松委員長〉

それでは、ただいまから「平成26年第5回京丹後市教育委員会臨時会」を開会いたします。

〈小松委員長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

森委員を指名致しますのでよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

〈小松委員長〉

初めに、会議の非公開についてお諮りします。

議案第28号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第28号につきましては非公開といたします。

（非公開部分省略）

〈小松委員長〉

それでは、これより会議を公開と致します。

〈小松委員長〉

次に、議案第29号、第30号の2議案は、規則の制定及びそれに基づく規程の一部改

正であり、関連致しますので一括議題としたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

ご異議なしと認めます。よって議案第29号「京丹後市指導主事の任命等に関する規則の制定について」、議案第30号「京丹後市指導主事等服務規程の一部改正について」の2議案を一括議題と致します。

米田教育長から提案の説明をお願い致します。

〈米田教育長〉

この2つの議案について、教育次長から説明します。

〈吉岡教育次長〉

失礼します。開会が私の所用のため、遅れて大変申し訳なかったです。よろしくお願ひします。

議案第29号「京丹後市指導主事の任命等に関する規則の制定について」説明をさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条の第2項において、「市町村に置かれる教育委員会の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。」というふうにされておりまして、第3項では「指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。」、第4条では「指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。」というふうに規定をされております。

京丹後市では、従来、指導主事は主に学校教員のOBをもって充て、全ての職員を非常勤特別職としておりましたが、学校教育改革構想や学校支援体制のより一層の整備推進を図るため、また26年度からは割愛の正職員による指導主事を配置し、非常勤の指導主事と一体となって業務にあたる体制としたいというふうに考えています。これにより、事務局と学校現場の人事交流が増え、教職員の行政業務の経験を得ることになることや、また、より教育行政に現場の意見が取り入れやすくなる体制になるというふうに考えています。

従来の「指導主事の設置、服務等に関する規則」では、指導主事は非常勤の特別職と限定される規定となっておりますが、割愛の正職員を配置することから、規則で規定する指導主事は、非常勤の職員である位置づけをより明確にし、法律にあった形の内容とした規則として全面改正し、新たに規則を制定するものです。

第1条では趣旨を、第2条では定数を規定しています。

定数は、改正前は13名以内としておりましたが、割愛の職員を配置することから、実態に合わせ、非常勤は4名以内と減員の形を取らせていただいています。

第3条では、指導主事の要件を定め、教育委員会が任命することとしてあります。

第4条では任期を、第5条では職務について法律に沿った形で規定をしております。

第6条では勤務時間を、第7条ではその他の内容を規定しております。

施行日については、26年度から雇用したいと思っておりますので、附則で平成26年4月1日からとしております。

なお、現指導主事の中に任命後1年で任期途中の者がおりますので、経過措置としまして、新しい規則によって任命されたものとみなすという規定を設けております。今まで指導主事の任期が2年のために、そういう規定を設けさせていただいております。

つづきまして、議案第30号です。「京丹後市指導主事等服務規程の一部改正について」説明をさせていただきます。

前議案で説明しました通り、指導主事については、割愛による正職員と、非常勤の特別職の二つの形ができますので、指導主事等服務規程につきましても非常勤の職員のみの規定とするため、関係条文の整理をさせていただいております。

施行日は、附則で平成26年4月1日からとします。

以上、2議案についてご審議よろしくお願い致します。

<小松委員長>

ただ今、規則の制定並びに規程の一部改正につきまして、2議案の説明をいただきました。

まず、議案第29号「京丹後市指導主事の任命等に関する規則の制定について」につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願い致します。

<小松委員長>

ございませんか。

<小松委員長>

次に、議案第30号「京丹後市指導主事等服務規程の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

<小松委員長>

それでは全体を通して、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いします。

<小松委員長>

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第29号「京丹後市指導主事の任命等に関する規則の制定について」につきまして、原案どおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、可決致します。

<小松委員長>

次に、議案第30号「京丹後市指導主事等服務規程の一部改正について」につきまして、原案どおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、可決致します。

〈小松委員長〉

次に、会議の非公開についてお諮りを致します。

議案第31号、32号の2議案は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第31号、32号については非公開といたします。

(非公開部分省略)

〈小松委員長〉

これより会議を公開とします。

〈小松委員長〉

次に、議案第33号「京丹後市スポーツ推進計画（案）について」を議題と致します。
米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

議案第33号につきましては、社会教育課長の方から提案説明をします。

〈土出社会教育課長〉

それでは、「京丹後市スポーツ推進計画（案）について」説明をさせていただきます。

お配りしております京丹後市スポーツ推進計画（概要版）及びスポーツ推進計画の説明資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。まずはスポーツ推進計画の概要版の方です。このスポーツ推進計画の見直しに当たりましては協議会の方でも去年もさせてもらいましたが、それ以後スポーツ推進本部の方でも議論いただき、その後、議会の文教厚生常任委員会にも説明をさせていただきました。そして、2月19日から3月11日までの間、パブリックコメントで市民に意見をいただきましたが、特に意見はありませんでした。このスポーツ推進計画につきましては、スポーツ基本法の第12条におきまし

て、教育委員会が定めることとなっております。それに基づきましてこのスポーツ推進計画の見直しを進めてまいりました。まず2ページ目に「計画の策定にあたって」ということで、概要版の方に示させていただいております。計画の策定の趣旨ですが、このスポーツ推進計画の策定に当たりましては、スポーツ振興法が制定されてから50年を経過して見直しが行われ、スポーツ基本法は平成23年8月に制定をされました。それに基づきまして平成24年3月にスポーツ基本計画が国の方で策定をされております。京都府におきましても今見直しが進められておりまして、今年平成24年4月から事務局の方で準備が進められているところです。本市におきましても、平成24年と25年にわたりまして京丹後市のスポーツ推進計画の評価を検証してもらいまして、国が定めましたスポーツ基本計画とともに、京都府で進められておりますスポーツ推進計画、それから市の総合計画を踏まえながら見直しを行ってまいりました。それによりまして、年齢ですとか性別、障害に問わず広く市民がスポーツに参画できるよう、スポーツ推進計画の策定を計画致しました。

2点目に挙げております計画の位置付けですが、国の方ではこの基本計画を参酌することとされているために、本計画におきましては国のスポーツ基本計画とともに京都府のスポーツ推進計画、それから京丹後市の総合計画との整合性を図りながら策定をしております。本計画ではスポーツというものを幅広く捉えさせていただき、競技種目というものだけではなく、例えばウォーキングですとかジョギングなど、それぞれ市民のレベルにあった内容で体を動かす全ての運動を含んだスポーツ分野の施策を体系化しております。それによって目指す方向や取組の内容を具体的に示させていただいております。これはまちづくりの1つの手段として今回推進本部を設置させていただき、スポーツに関するいろんな部局の意見を聞くということで担当者会議も持ちながら協議し提案を策定し、本計画を作り上げてまいりました。

3番目に挙げております計画の期間が平成20年度、先ほど言いましたように京丹後市のスポーツ推進計画を策定し24年度から見直しをしながら26年から29年度、4年間の推進計画となっております。

4番目に計画の捉え方として挙げさせてもらっております。その中でスポーツ基本法は前文の中で、「スポーツは世界共通の人類の文化である」という言葉から始まっております。それによりまして、本計画ではスポーツ文化という視点を強化しております。スポーツ競技、スポーツは競技だけではなくて観光ですとか健康という分野も連携を図った形で、スポーツ文化の都ということで位置づけられるような形でスポーツの施策の展開を進めていこうという形で思っております。つまり、スポーツ文化の都を目指しながら、合わせて町づくりという手段にするため、競技ですとか健康、観光という多面的な連携により施策が進められるような形で整備をさせてもらっております。下に図示しておりますけども、先ほど言いました観光、競技、健康という部分をスポーツ文化の都という視点を捉えまして、観光と競技の連携、それから健康と競技を合わせたもの、それから観光と健康という中身で計画を作り上げてきております。4ページ目が基本的な考え方としまして、まず基本理念を「スポーツに息づくスポーツ文化の都京丹後市の創造に向けて」ということで挙げさせてもらっております。これは、下に書いてありますように本市における豊かな自然を活かしたスポーツによるまちづくりという視点で、やはり暮らしの中にスポーツ文化という視点を取り込んで、スポーツを通じて競技力の向上だけではなく観光との連携、それから健康づくりの推進などいろんな面でのスポーツ施策の展開を図るという意味で基本理念と

して挙げさせてもらっております。

それから計画の目標、2番目ですが、計画の目標として4点を挙げさせていただいております。1つが、ライフステージに応じたスポーツ施策の推進です。それから2点目がスポーツ競技力の向上、そして3点目がスポーツ・レクリエーション環境の整備・充実、そして新たにスポーツを支える基盤の整備とそれから交流促進という部分を挙げさせてもらっております。

3番目に書いてありますが、施策の展開です。これは基本理念に基づいて具体的な基本目標を設定し、それを取り組みの方向及び具体的な取り組みとして体系化した表となっております。あと、施策の展開につきましては後で別の説明資料によって説明をさせていただきたいと思っております。

最後のページは、計画の推進に向けた管理体制とさせていただきます。この計画を進めていく上で進捗状況の管理をしていく視点としまして、1つ目にまず庁舎内、幅広くその関係機関との連携というのを重視するというので、スポーツ推進本部の設置をさせていただきたいと思っております。その京丹後市のスポーツのまちづくり推進本部を中心に、各課で情報を共有し連携を図りながら進めていくということで、それぞれPDCAサイクルの実行によりまして毎年点検評価を行っていくことで進めていきたいと思っております。それから2点目に挙げておりますのが、市民の視点からの推進体制ということで、今あります広報紙それからホームページを活用して随時市民に公表しながら意見をいただくという形を進めていきたい、ということと、合わせて京丹後市のスポーツ推進審議会がありますので、その中で進捗状況を管理していきたいということです。それから3点目に挙げておりますのが、市民、団体等との連携・協働という部分です。まず、その市民に対する意識啓発活動と参加しやすい環境づくりを進めていくという内容です。それからもう一つは、いろんなデータの収集やアンケートなどによって市民のニーズを把握していきたいということです。それによって、この計画について必要があれば改正をしていきたい。そのために生かしていくということを挙げております。それから、スポーツ活動の振興を図るという意味で、各種団体との連携や共同をした取り組みを積極的に実施していくという項目を挙げさせていただいております。

それからもう1つの資料を付けさせていただいておりますが、説明資料として、A3版の横刷りのものを印刷させていただきます。まず、スポーツ基本計画を先ほど申し上げましたが、このスポーツ基本計画の概要、これは文部科学省の内容です。文部科学省の方については、スポーツ基本法に基づいて平成24年から10ヶ年計画として基本方針、それから5ヶ年に渡って総合的な計画に取り組む施策が示されております。ここに挙げさせていただいておりますのは、今後5年間を見通したスポーツ推進の基本方針として7項目挙げさせてもらっております。それから右側に挙げさせてもらっておりますのは、京都府のスポーツ推進計画の概要です。これは中間案としてまとめられている部分です。その中にも、スポーツ文化の醸成ということで国の計画を参酌した部分を取り入れながら、基本方針として4項目が挙げられております。それに基づきまして下に書かせてもらっておりますが、京丹後市のスポーツ推進計画を現行の計画と見直し案について対比をさせていただきます。まず、先ほど説明しましたように基本理念につきましてはスポーツの都と呼ばれるような運動づくりを進めることで、これは、この右側の見直し案にも継承していく事で挙げさせてもらっております。今回のスポーツ推進計画の見直しでは、先ほど言いました平成24年3月に作成されたスポーツ基本法の今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方

針に基づいて現行の計画を全体的に見直した内容になっています。基本目標及び取り組みの方向ですが、まずその中で現行の計画の中でアンケートを実施したわけなのですが、やはりその中でも、やはり成人の週1回のスポーツの実施という依然として低い状況にあります。それもアンケート調査で明らかになっている部分です。それによりまして、右側ライフステージ、2番目に入りますが、ライフステージにおける施策の推進の中で、項目の見直しを行っております。具体的に、具体的な取り組みの中に、高齢者スポーツの推進として、新たに②高齢者向けのスポーツの普及、それから③ですが高齢者の社会参加の促進という項目を新たに見直しさせていただいております。それから(3)が子どものスポーツ機会の拡充として計画を見直し、新たに項目として体力・運動機能の向上、それから学校体育との連携、そしてスポーツ教育の推進という新たな項目を設置させてもらっております。それから、現行の子どもスポーツの充実も合わせた形で、今回ここはライフステージに応じたスポーツ施策の推進ということで整理をさせてもらっております。基本法ではライフステージに応じたスポーツ活動の推進を図ることが必要であるということをおっしゃっておりますので、現行の計画の生涯スポーツの推進、それから子どもスポーツの充実を統合させていただきました。そしてライフステージに応じたスポーツ施策の推進として、市民の健康づくりの推進、それから高齢者スポーツの推進、そして子どものスポーツ機会の充実とともに、市民が身近にスポーツを親しむ環境づくりを施策として展開していくことにしております。それからその下ですが、スポーツ競技力の向上につきましては現行の計画から変更はしておりません。項目につきましては3枚目になりますが、③に、新たに指導者の資質の向上という項目を新たに設置させてもらっております。これにつきましては、現行にもう掲げられておりますが、スポーツの競技力の向上については、国はスポーツ基本法で国際競技力の向上にむけた人材の養成、スポーツ環境の整備として設定をされております。ですから、本計画におきましても競技力の向上の中で、ジュニアアスリートの養成ですとか、国際・全国大会の開催、それから学校部活動からの競技力の向上を取り組むこととしております。それと合わせまして指導者の養成のこの部分では、指導者の資質の向上等の項目を設置してジュニア世代のトップレベル、ジュニア世代からトップレベルに至る人材の養成について述べさせてもらっております。それから旧計画でスポーツ・レクリエーション施設等の整備充実を掲げさせてもらってございましたが、それもそのまま継承をさせていただいております。その中で、新たな項目として身近で利用しやすいスポーツ・レクリエーション施設の整備充実として、③スポーツしやすい環境の整備というのを新たな項目として挙げさせてもらっております。これは下に整理をさせてもらっておりますが、社会状況及び市民のニーズに応じてより一層「スポーツしやすい環境の整備」に努めるとともに、「スポーツ施設等の管理運営」では「マネジメント機能の充実とサービスの向上」を図ることで誰もが利用しやすい施設環境の整備を進めることとしております。

それから最後ですが、新たな目標として設置をさせてもらっております。それは「スポーツを支える基盤の整備と交流の促進」ということで、3つの具体的な取り組みを挙げさせていただきました。1つは「マンパワーの養成と活用」ということで、1つはスポーツボランティアの養成、そして2つ目がボランティアネットワークの構築、そして3つ目が地域スポーツを支える担い手づくりという項目を挙げさせてもらっております。それからスポーツの情報発信の部分で、②身近なスポーツの情報発信ということで、新たな項目を挙げさせていただきました。それから(3)に挙げておりますが、交流促進です。それにつきましては3つの項目を挙げさせてもらっております。1つがスポーツを通じた交流の促進、

2つめがスポーツにおける広域連携、そして3つめがスポーツを活用した総合的なまちづくりという3つの項目で取り組みを致します。事前に話をしてもらっておりますが、この計画では、先ほど言いましたようにスポーツを支える基盤の整備と交流の促進という基本目標を適用させていただきました。その中で、「マンパワーの養成と活用」ですとか、「スポーツ情報の発信」を始めとしまして、「交流の促進」として取り組む方向性を明確にしております。今後4年間でスポーツのまちづくりを進めるための基盤づくりに取り組んでいけたらというふうに考えております。

以上、計画の中身につきまして説明をさせていただきました。以上です。

<吉岡教育次長>

少し補足をさせてもらいます。前回の協議会の時に概略については説明をすでにさせていただいていると思います。その後にパブコメもさせていただいておりますし、市長協議もやっておりますし、それから議会の方も文教厚生常任委員会にも説明をさせていただいて内容等は確認をさせていただいております。今回これにつきましては、教育委員長の方からスポーツ推進審議会の方に諮問をしておりましたので、答申を本日朝、教育委員長に審議会の方からこの内容で答申をさせていただいております。以上です。

<小松委員長>

議案第33号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願い致します。

<野木委員>

はい。

<小松委員長>

はい、野木委員。

<野木委員>

今更ながらというような質問になろうかと思うのですが、計画の捉え方という項目があって、競技・健康・観光という3ページになりますか、この推進計画の。スポーツ文化の都というようなことが書いてあるのですが、私も教育委員会でこの資料をいろいろ今まで見せていただいている中でその疑問が生まれてきたことがあります。一住民だった時には、観光というのはスポーツの部分においては非常に重要だというふうに捉えていたのですが、様々な教育というものを教えて頂く中で、このスポーツの、京丹後市がスポーツを推進していくのだという中で、本当にこの観光というこの部分のウェイトがこんなに大きくて良いのかな、どうも目的が違っているのではないかなというような気がしています。私は、このスポーツをすることによって、この市民が健康になる、それが目的ということが大前提であるので、観光がこの分が大きくウェイトをして、当然観光でこの地域にお金を落としていただくということは必要なのですが、健康に市民をさせていくということで、本当にこのウェイトでいいのかな、私はここに観光というよりも食というものが非常に大切になっていくと思って感じています。やっぱりスポーツをすることによって健康になるのであればその体を作る食、そして農業でも漁業でも、そういった部門を大きなウェイト

としてこの中に入れるべきだと思います。そういうことが全てリンクされてのスポーツの文化の都ということになるとと思いますので、今更ながらこんな意見をいわせていただくのはあれなのですが、どうもこの計画というのはどこの地域でもスポーツを推進しようという中で、どこでもあるような捉え方のようです。でも基本的なものは食べて健康になってそしてスポーツをしましょう。スポーツで健康になって、そしてそのスポーツをやるためにはやっぱり野菜を取らないといけないし、お米も食べないと行かんし、というところがここに反映されていかないと、何か違うような感じがしていたのですが。すみません、ちょっと今更ながらということですみません。

<吉岡教育次長>

観光のことについては、特に京丹後市は他の市町村と違って観光をここに大きく挙げているというふうに思っています。市の考え方として、スポーツ観光交流課というのも市長の意向もあって作られたのですが、スポーツを活かしたまちづくりをもっともっと観光面も交流人口を増やしていこうということをして市全体の施策として挙げているので、京丹後市のスポーツ推進計画には特にここを大きく挙げさせて、意図的にさせてもらっている部分があります。それで、国や京都府の考え方としてもスポーツを使った交流人口を増やしていって、グローバル社会の中でいろんな交流をして、いろんな人にも来てもらうということも掲げているので、そういう面で観光をここに挙げてても特に差し支えはないかなというふうに思っていますので、そういう方向でできたらやらせていただきたいと思っています。それから、食育の方についても、もちろん子どもたちの健康、大人も含めて健康の中で食育の事も必要ですし、一方で、食育の方の計画も今市の中で作っておりますので、そういう中で一緒に取り組みとしてはさせていただく必要があると思うのですが、今回のスポーツ推進計画の中ではそこを具体的に、その中の計画の中では謳わせていただけていないのが現状です。ただ、かといって決して食育を考えていないわけじゃなくて、そちらの方の計画の方にそれは少し預けさせていただいているという形になっています。

<野木委員>

すみません。

その通りだと思います。ただ、今までいろいろ経緯を見て、そしてまたいろんな住民の声を聞く中で、観光プラスいろんなスポーツの大会を誘致しなきゃいけない、そのために途中ヶ丘のグラウンドをもっとこんなふうにしてほしい、野球場をこんなふうにしてほしい、社会体育館をもっと大きなものを造るべきだ、というような話がいろいろ思いとして出てくる。そういうものが観光というふうに捉えられるというような懸念があるので、そういう意味の警鐘を鳴らす意味でも、そういうものじゃない、ひょっとしたらそういうものだと思っている方もいっぱいいらっしゃるかもわかりませんが、私はそういうものじゃないというふうに思っているので、あえて観光というものに異議を挟ませていただいたということです。

<小松委員長>

他にございませんか。

<文珠委員>

はい。この計画を進めていくということになっていくのですが、進めていくことがこの概要版の最後に進捗管理ということで、その1つに市役所庁内における推進体制の整備ということに掲げられて、事務局として社会教育課というふうになっておりまして、その進捗管理をしていくのは京丹後市スポーツまちづくり推進本部というところになっています。その京丹後市スポーツのまちづくり推進本部という組織がどういうものなのかというのがちょっと教えて頂きたいなというふうに思います。それからもう1つ、2番目には市民視点からの推進体制の整備ということで、その中で京丹後市スポーツ推進審議会がまたこの計画の進捗状況を管理しますというふうなことが書いてあります。進捗状況を管理するということは、計画を進めていくというものではないですね。計画を進めていく、マネジメントしていくのはどこになるのか。もしかしたらここ、事務局ということに考えておられるのか、そう思うと京丹後市の活性化を市役所全庁的に推進していくためにはもっと、事務局だけ、社会教育課だけでは、だけではという言い方は変ですけど、人数的にも規模的にももっとグローバルな、大きな組織があってもいいんじゃないかなというふうな気がしたのですが、そこら辺はどういうことになってますでしょうか。

<吉岡教育次長>

スポーツの推進の業務は社会教育課に、市役所内での分野の担当部局になっているので事務局は社会教育課にさせていただいているのですが、京丹後市スポーツのまちづくり推進本部というのが、市役所全体の組織になっていまして、本部長は副市長です。関係部局の部局長が全部それに入って、部局を横断するような形での推進体制をもって他の部局でも取り組みをしてもらおうことが、この計画に基づいて取り組みをしていただくという体制を取っています。実際の事務局は社会教育課なのですが、この計画を作る前段階として、いろんな協議については他の部局ともいろいろと相談をさせていただきながら作り上げていますので、市全体の取り組みとしてこれをやっていきたいという体制を取らせていただいているということです。それから一方、スポーツ推進審議会は先ほど言いましたように今回の場合は諮問をして計画案を作らせていただいて教育委員会で最終的にこれを決定していただく形になるのですが、普段の状況がどういう状況になっているかということについてはやっぱり市民目線の取り組みも必要だと思いますので、スポーツ推進審議会や各種団体、スポーツ関係者の人が入っていただいた審議会ですので、そこの方で普段からこの推進計画案がどの程度できているのか、こういうことができていないのと違うかということの意見を毎年いただいて、それを行政の中に反映していきたいというふうに思っています。

<文珠委員>

社会教育課の中にそのスポーツ推進係というのですか、そういう担当があるのですか。

<土出社会教育課長>

具体的にそのスポーツ推進を進めていくというだけの係ではなくて、社会体育係ということで、全体で係の中で総合的に進めて行かなければならない部分もありますので、係としてそこは全体を把握しながら協力してやっていける体制を取っています。

<文珠委員>

それだけの係じゃなくて、今まである社会体育係の中で取り扱うということなのですか。

<吉岡教育次長>

その係の中でこの業務をやるということになります。

<吉岡教育次長>

ちょっと付け加えます。

先ほどまで事務局は社会教育課のその係がするのですが、例えば、途中ヶ丘の施設整備をしようと思うと、途中ヶ丘の管理をしているのが建設部なのです。社会教育課が中心になって事務局をもっていますので、建設部の方と協議をしながら、あそこの施設整備が必要だったら建設部でやってください、というような話し合いをしながら進めていくので、全ての業務を決して社会教育係ですということではなくて、その話し合いの場を設定したり方針を示していくのに一応協議をすることの原案的なものとか、そういうことをやるのが社会教育課だというふうに思っていたら。実際に実務をしたり現場を持ったりするのはそれぞれの担当部局でやっていただくということになります。

<小松委員長>

他にございませんか。

<文珠委員>

こういう多岐にわたる計画を実行していく段につきましては、当然優先順位とかその時々の関係によってこれを先にしていこう、これが大事だということが出てくると思えますけれども、そういったマネジメントですね。そういうところはどこになるのでしょうか。

<吉岡教育次長>

一番の中心になるのはやっぱり社会教育課ですね、係としては。その社会教育課が細かい来年の予算要求の段階で関係部局を集めて、事務局になりますので、その推進本部の会議の場を設定したりということをするのは社会教育課です。それと、細かい、例えば施設整備なら、それは施設整備の担当する担当部局だけで集まってどうやっていこうかという話し合いをしたりすることをします。それから、それは市役所内部ですし、それから関係団体がありますので、今回の計画の中でも謳っているのですが、先ほどありました施設整備を球場もあるし、グラウンドもあるし、体育館もあるしということなので、どういう順番で施設整備をしていこうということについては関係機関と協議をしながらという形で謳わせていただいていますので、具体的に言いますと例えば体育協会とか、そういうことを相談させていただきながら施設整備はどういうふうにやっていこうかということを決めていきたいというふうに思っています。

<小松委員長>

他にございませんか。

<小松委員長>

それではお諮りを致します。

議案第33号「京丹後市スポーツ推進計画（案）について」につきまして、原案どおり

承認することに決定してよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認と致します。

<小松委員長>

次に、議案第34号「議決事項の取り消しについて（平成26年3月7日議決議案第21号）」を議題と致します。

<米田教育長>

これも教育次長が説明します。

<吉岡教育次長>

先ほどの33号でちょっと補足をさせていただきます。今日議決いただいたので、これはスポーツ推進計画の正式なものになりました。それで、冊子としてきちっとした形で印刷をさせていただいて4月以降に関係機関等に配布をさせていただきたいと思っていますので、その点もお知らせをさせていただきます。

<米田教育長>

課長、もしこれを整理するだったら、基本理念のところの（1）がちょっと違うで、京丹後市だけがかっこしてあるけども、スポーツ文化の都、基本理念のところだけちょっと見てもらって。すみません。

<吉岡教育次長>

それでは、議案第34号「議決事項の取り消しについて」説明をさせていただきます。

平成26年3月7日の教育委員会議で議決をいただきました、議案第21号「京丹後市一時預かり事業実施要綱の一部改正について」取り消しをお願いするものです。

この要綱の一部改正につきましては、議案審議の際、野木委員から質問を受け、別表第2の2に規定しております年齢の区分の規定について、「利用月の初日現在の区分」を「利用年度の初日現在の区分」とする改正文を、「毎年の4月2日現在の区分」と修正し議決いただいたものです。

その時も少しご意見もいただいたのですが、会議後、改めて、法令の専門機関に確認をし、また他市の例規の確認を行いました結果、正しくは「事業を利用する日の属する年度の初日の前日の年齢を適用する」が正しい条文であることが判明しましたので、議決をいただいた議案第21号の取り消しをさせていただき、議案第35号で改めて要綱の一部改正を提案させていただきます。

事務の不幸際により、大変なご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げます。先ほどの改正文の内容につきましては、次の議案でまた条文等が書かれておりますのでまたその時に説明をさせていただきますと思います。

以上、ご審議よろしくお願ひ致します。

〈小松委員長〉

議案第34号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願ひ致します。

〈小松委員長〉

特にご意見はございませんでしょうか。

〈吉岡教育次長〉

今回議決の取り消しの形にさせていただいているのですが、過去にも教育委員会で決定させていただいて議会の方で否決になった分があったような議案があります。その際も、一旦ここで議決をしていただいたことを議決の取り消しのような形の手続きを取らせてもらっていますので、今回もその例にならって議決事項の取り消しという形を取らせていただいています。

〈小松委員長〉

他にご意見ございませんか。

〈小松委員長〉

それではお諮りを致します。議案第34号「議決事項の取り消しについて（平成26年3月7日議決議案第21号）」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈小松委員長〉

次に、議案第35号「京丹後市一時預かり事業実施要綱の一部改正について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

今と関連議題です。次長の方から説明します。

〈吉岡教育次長〉

議案第35号「京丹後市一時預かり事業実施要項の一部改正について」説明をさせていただきます。

先ほどの議案で議案第21号を取り消しいただき、再提出させていただくものです。

現在、6カ所の保育所で一時預かり事業を実施しておりますが、峰山保育所と網野保育所が

完全民営化になりますので、実施施設から削除する等の改正を行っております。

改正文の内容について説明を改めてさせていただきます。

別表第1に規定しています市の実施施設から両保育所を削除します。ただし、両保育所とも民営化後も一時預かりを実施していただくことになっておりますので、実施に際しては、市から事業費に対する補助金を交付することとしております。

別表第2に利用料を規定しておりますが、時間の区分のうち半日については、「4時間未満」としていたものを「4時間以下」に改めることとしております。これについては、要綱制定の際8時間の半分を単位として考えていたと思われませんが、実際の申請と利用では4時間の単位が多く、現在の要綱では4時間の利用の場合は1日の利用となってしまうため「4時間以下」とするほうが、利便性や、実際の申請、利用を考えた場合、現実的であることから、改正することとさせていただきます。

また、利用の際の年齢については「利用月の初日現在での区分となる。」となっておりますが、年度途中で誕生日が来た場合、実際に保育を受けているクラスでの区分による利用料を適用するため、「利用する日の属する年度の前日の年齢を適用する。」に改めます。

なお、施行期日は平成26年4月1日とします。

以上、ご審議の方よろしくお願い致します。

<小松委員長>

議案第35号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

特にご意見はございませんでしょうか。

<吉岡教育次長>

満年齢の考え方があるのですが、4月1日生まれの子は3月31日をもって1歳です。誕生日の日が1歳ではないのです。前日が1歳ということという考え方で整理をされるということですか。

<米田教育長>

数えと違うだな、満だな。

<吉岡教育次長>

はい。ですから、学年で4月1日から翌年の3月31日までの子が1歳。4月1日の子どもは前の日に1歳になるという考え方をすると、1学年を4月1日から3月31日までの子にしようと思うと、4月1日までの子を前の年度に入れなあかんということですか。誕生日の日が1歳ではないということですか。前の日が1歳という考え方です。

<小松委員長>

それではお諮りを致します。議案第35号「京丹後市一時預かり事業実施要綱の一部改正について」につきまして、原案どおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、可決致します。

<小松委員長>

次に、議案第36号「京丹後市指定文化財等補助金交付要綱の一部改正について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

<米田教育長>

これについても教育次長の方から提案します。

<吉岡教育次長>

議案第36号「京丹後市指定文化財等補助金交付要綱の一部改正について」説明をさせていただきます。

この要綱は、文化財の保護を図るため、所有者や管理団体等が文化財の適正な保存等のため実施する修繕等の事業に要する費用の一部について補助金を交付するものですが、市の行革推進を進める中で補助金等に関する見直しを実施しており、本要綱につきましても、補助対象経費の明確化等の整理をさせていただくものです。

なお、今回の改正では、補助率等の変更は特に行っておりません。

改正文の内容を説明させていただきます。

第2条は定義を規定しておりますが、第2項では事業の種別及び事業者を規定していますが、今回の改正では、第3条で補助対象事業等を規定することとしましたので、第3条第1項の方に規定を移行しております。

第3条第2項では、補助金の交付対象となる経費を規定し、第1号では「国及び府の補助金を受けたもの」、第2号では「府の補助金を受けたもの」、第3号では「国、府いずれの補助金も受けていないもの」の補助率や限度額を規定させていただきます。

第2項を第3項とし、文言整理をしております。

第4条以降は、補助事業者等の文言整理をしております。

別表については、本文の規定中の条文が移行しましたので、かっこ書きで「第3条関係」に改めております。

施行日は、附則で平成26年4月1日とさせていただきます。

ただし、先ほど申し上げました行政改革の補助金の見直しの中で、補助金の効果等を検証する必要があることから、補助金の終期を規定するようにとの指示もあり、附則で「この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。」との規定を追加しております。その際、改めてまたこの補助金の有効性等判断をして必要がある場合には延期をすとか、改めて補助金のこの要綱を制定するとかいうような手続きを取らせていただくという形になります。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

<小松委員長>

議案第36号をご説明いただきました。
ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

はい、次長。

〈吉岡教育次長〉

申し訳ありません。条文中の一部間違っているところがありますので、訂正をお願いします。2ページ目の、先ほど説明をさせていただきますこの告示の失効のことです。「この告示は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。」と書いてありますが、正しくは平成31年3月31日ですので訂正をさせていただきます。

〈小松委員長〉

訂正をいたします。
他にございませんでしょうか。

〈小松委員長〉

ございませんか。
それではお諮りを致します。議案第36号「京丹後市指定文化財等補助金交付要綱の一部改正について」につきまして、原案どおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、可決と致します。

〈小松委員長〉

次に、議案第37号「京丹後市いじめ問題対策連絡会議設置要綱の制定について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これにつきましても、次長の方から提案説明します。

〈吉岡教育次長〉

議案第37号「京丹後市いじめ問題対策連絡会議設置要綱の制定について」説明をさせていただきます。

2月25日の教育委員会協議会で概要の説明をさせていただいておりますが、平成24年に発生しました大津市のいじめによる自殺事案により、国において平成25年9月に、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定められるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のため

の対策を総合的にかつ効果的に推進することを目的として、いじめ対策推進法が施行されています。

この法律の中には、先ほど申し上げました地方公共団体等の責務が示されていますが、具体的な項目の一つとして、この法律の第14条第1項で、「地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会をおくことができる。」と規定しており、あくまでも任意規定ではありますが、法の趣旨を踏まえ、いじめ防止等に対応する関係機関の連携を行う会議として、いじめ問題対策連絡会議を設置させていただくものです。

なお、法律では条例の定めるところによるとしておりますが、これが任意規定であることから国が定めた「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で機動的な運営に必要な場合などには、条例を設置根拠としない会議体であっても、法の趣旨を踏まえた会議を設けることは可能であるとしており、京都府並びに近隣市町村でも、要綱等による設置としているため、本市においても同様に要綱による設置とさせていただくものです。

制定文の内容について簡単に説明を点させていただきます。

第1条では、要綱の設置目的、第2条で協議機関としての所掌事務を規定しております。

第3条では、組織を構成する関係機関、関係団体等の要件を規定しております。

第4条では、いじめ対策会議の議長は市長に、副議長は教育長をもって充てることとし、第5条では、会議は代表者会議と実務者会議とすることと規定しています。

第6条で代表者会議の内容、第7条は実務者会議の内容を規定し、第8条では秘密の保持、第9条では庶務担当課として、市長部局は市民課を教育委員会部局は学校教育課を規定しております。

参考に、会議の構成・役割（案）の図を付けておりますので、ご覧をいただきたいと思ます。

施行期日については、附則で公布の日からとしたいと思っておりますが、日にちは少しここには記入が出来ておりませんが、改めて交付の日を入れさせていただきたいと思っております。

なお、承認いただきましたら、会議を4月に開催したいことから、関係機関への依頼等については、今日承認をいただきましたらすぐに準備に入りたいというふうに考えております。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

<小松委員長>

議案第37号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

特にございませんでしょうか。

それではお諮りを致します。議案第37号「京丹後市いじめ問題対策連絡会議設置要綱の制定について」につきまして、原案どおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、可決と致します。

〈小松委員長〉

次に、議案第38号「京丹後市教育委員会車両整備管理規程の制定について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これも教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第38号「京丹後市教育委員会車両整備管理規程の制定について」説明をさせていただきます。

添付をしております「整備管理者について」という資料も一緒にご覧いただきたいと思います。

現在、教育委員会ではスクールバス等の多くの車両を使用しておりますが、道路運送車両法第50条の規定で、「国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうち、整備管理者を選任しなければならない。」とされております。

また、自家用自動車を使用する場合は、国土交通省の通知で整備管理者を外部委託することができることとなっており、多くの車両を使用している教育委員会ではこの資格者を確保することは現実的ではないため、車両の運行管理を委託している業者に整備管理者を委託しておりますが、この整備管理者を選任した際は、地方運輸局長に選任を届け出なければならないこととなっております。

しかし、従来からこの届出が、教育委員会の不手際があるのですが、出来ておりませんでしたので、直ちにこの旨を運輸局に連絡を取り、早急に手続きを取るようとの指導を受けましたので届け出をさせていただきたいと思いますが、この届出には、整備管理規程の添付が必要となっており、この規定が制定できておりませんでしたので、京丹後市教育委員会車両整備管理規程の制定をお願いするものでございます。

条文の内容について説明をさせていただきます。

第1章総則の中では、第1条に規定の趣旨を、第2条に整備管理者の選任と業務を委託できること、また委託する場合の同意、整備責任者の選任等を規定しております。

第3条では整備管理者と整備管理補助者の連携、第4条では運行管理者との連携、第5条では規定の改廃等について規定しております。

第2章権限及び職務の中では、第6条から第10条に、整備管理者、整備責任者、整備管理補助者の権限及び職務を規定しております。

第3章車両の安全確保及び環境の保全では、第11条から第22条に、点検や整備、管理等を規定しております。

第4章では車庫の管理を、第5章では指導教育を規定しています。

なお、附則で施行期日を本日とさせていただいておりますが、これは、整備管理者の届け出を選任後15日以内にしなければいけないため、大変恐縮なのですが急を要するために本日と

させていただきます。議決をいただきましたらすぐ手続き等を行っていきたいと思っています。

先ほど申し上げましたように、手続きが遅れてしまったことは事務の不便でありまして、お詫びを申し上げたいと思います。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

<小松委員長>

議案第38号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

<小松委員長>

年度の途中で整備管理者が例えば辞めた、代わった、というのはその都度変更届を出すのでしょうか。

<吉岡教育次長>

はい。その都度変更届を出す必要があります。

<森委員>

今、今日までに特に事故とか問題がなかったのでもう後からでも、良かったのかどうか分からないのですが、良いようなことなのでも、いつどこで何が起きるか分からないので、いろいろな規約というのか、しなければならぬことをもう一度確認していただいて、大事にならないようにという言い方が良いのかどうか分からないのですが、問題が起きるまでにやっていたらなと思います。

<吉岡教育次長>

今回のことについては、届け出ができていないことについては事務の不便でしたので、先ほどから申し上げている、お詫び申し上げて、改めてこういうことが無いようにさせていただきますというふうに思っております。

<小松委員長>

他にございませんか。

<小松委員長>

それではお諮りを致します。議案第38号「京丹後市教育委員会車両整備管理規程の制定について」につきまして、原案どおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、可決と致します。

<小松委員長>

次に、議案第39号「大人と子どもの登校日（仮称）の開催に係る後援について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

<米田教育長>

これも教育次長の方から提案します。

<吉岡教育次長>

議案第39号「大人と子どもの登校日（仮称）の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、地域の様々な分野で活躍している方が講師となり、廃校予定の学校を有効活用し、大人も子供も新たな学びや世代間のつながりができるような参加型、体験型授業を開催し、地域で人や物、情報が好循環していくための仕組みづくりのきっかけとなることを目的として実施をされます。

実施は「大人と子どもの登校日」実行委員会が計画をされておりますが、丹後文化会館で文化の仕掛け人としてジャムセッションを取組んでいる丸山氏が、別紙に添付していますジャムセッションのメンバーと一緒に取り組む事業となっているようです。

主催は、「大人と子どもの登校日」実行委員会、会場は郷小学校内を予定しております。期日は平成26年5月17日、18日の2日間、申請者は同実行委員会の長瀬啓二氏となっております。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

<小松委員長>

議案第39号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願い致します。

<小松委員長>

ございませんか。

<野木委員>

すみません。私はこの資料を読ませていただいて、非常に面白い企画をしていただいたと思っているのですが、大人と子どもということで、子どもたちも多く参加されるのではないかと思います。ただ、私このメンバーの方ほとんど存じてないのです。1、2名、もしお分かりでしたらどんなような活動をされている方なのかとか、お分りの範囲で良いので、私25番の芦田さんぐらいしか知らないのですから、分かる範囲で教えて頂けたらと思いますが。

<吉岡教育次長>

すみません。私も25人の内知っている人が少ないのですが、先ほど申し上げました通り、文化会館で「文化の仕掛け人」という事業を取組んでいる丸山君がおるのですが、その丸山君が京丹後市内の文化を関係してまちづくりに関心がある人達を集めまして、い

ろんな話し合いをしたり、今後どんな事業をしたら文化的なまちづくりができるかというような取り組みをしております。実は、これは京丹後市の広報誌に出て、こういう取り組みをしているというのが紹介されているのですが、そういうメンバーの人たちが集まってやっているということで、例えば特定に何かこういうことを普段やっている人が集まっているということではなくて、今回このために集まった人たちの集まりです。もしかしたら、個人的な何か活動をしているかも分からないのですが、そういうことの中で、こういう取り組みをしようということで立案をしてやられるという形になったものです。

<森委員>

私もこの案を見せていただいた時に、もう早速、再配置によって廃校になる小学校の利用というのか、をしていただけるということで、何かこういう活動が、これが良いかどうかはちょっとやってみないと分からないと思うのですが、こういう活動がいろんな方面でされることを望みたいと思います。

<小松委員長>

他にございませんか。

<小松委員長>

それではお諮りを致します。

議案第39号「大人と子どもの登校日（仮称）の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認と致します。

<小松委員長>

次に、議案第40号「アントキノキモチ～絵本展～の開催に係る後援について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

<米田教育長>

これにつきましても教育次長の方から提案します。

<吉岡教育次長>

議案第40号「アントキノキモチ～絵本展～の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、読まなくなったり、手放せなかった絵本等を寄贈いただいて、絵本を必要としている人へもらっていただき、“絵本”と“想い”をつないでいく絵本展で、絵本をきっかけに人と人、想いや笑顔を目指したイベントとして実施をされます。

実施は「アントキノキモチ～絵本展～」実行委員会が計画されていますが、これにつきましても前議案と同じメンバーが実行委員会を組織し行う事業のようです。例えば先ほど申し上げましたように、ジャムセッションの人たちがいろんな取り組みをやっていこうという中で1つ計画された事業の1つです。

主催は、「アントキノキモチ～絵本展～」実行委員会、会場は同じく郷小学校と、それから常吉百貨店、また市内のカフェ等を利用してやられるというようなことも計画をされております。期日は平成26年5月17日、18日の2日間、申請者は同実行委員会の長瀬啓二氏となっております。

以上、ご審議よろしくお願ひ致します。

〈小松委員長〉

議案第40号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

〈森委員〉

すみません、教えてください。網野町のいっぷく亭ってどこにありますか。

〈吉岡教育次長〉

Aコープの前です。作業所がパンを売ったあそこの施設ですね。前はパン屋みたいな形になっているのですが、後ろにいろんな集会所があったり、集まって話し合いをしたり物を作ったりするようなスペースの部屋があります。

〈森委員〉

はい。ありがとうございます。

〈小松委員長〉

他にございませんか。

〈野木委員〉

先ほどと一緒に楽しそうな企画をされて、楽しんだらと思っています。細かいことなのですが、この内容の中でいろんな絵本を寄贈していただいて、それを気に入った方々に持って帰っていただきますよというような内容が書いてありました。これ、余った絵本というのはどのようにされるのかなど。例えば、それを発展させて何かそういう民間の力で絵本の館みたいなものを作るとか、そんなような、そこまで分からないとは思いますが、ちょっとその後どうなるのか、余ったものがどうなるのかというような、少しだけ気になりました。

〈吉岡教育次長〉

すみません。実はそこまで聞かせていただけていなくて、ちょっと答弁が出来ないので申し訳ないです。また聞かせていただけて。

〈野木委員〉

おそらく、こういう団体なのでそんな無駄にされるようなことは絶対あり得ないとは思いますが、この内容の書き方だけだとちょっとそういう疑問がありましたというだけで留めたいと思います。

〈小松委員長〉

他にございませんか。

〈小松委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第40号「アントキノキモチ～絵本展～の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈小松委員長〉

以上をもちまして本日の議事は終了させていただきました。

続いて3のその他ということで、何かありましたらお願いします。

〈藤村教育総務課長〉

特に事務局の方はございません。

〈小松委員長〉

ないようでしたら、以上をもちまして第5回京丹後市教育委員会臨時会を閉会と致します。ご苦労様でございました。

〈 閉会 午後7時25分 〉

[4月定例会 平成26年4月2日(水) 午後3時00分から]